

令和5年

寒河江市農業委員会第6回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第6回総会

日 時 令和5年6月26日(月) 午前9時00分
会 場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	4番 新宮 しのぶ
5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二	7番 芳賀 宏
8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊	10番 後藤 孝好
11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ	13番 猪倉 通文
14番 相原 稔	15番 片桐 道雄	16番 山田 和義
17番 菅井 孝一		

欠席委員

3番 渡辺 裕之 18番 木村 三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 斎藤 幸宏
4番 渡邊 慎一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	8番 菖蒲 修	

欠席農地利用最適化推進委員

9番 渡邊 正

事務局

事務局長補佐(総括)	芳賀 豊彦	事務局長補佐(農地担当)	日下部 靖広
総務係主任	木村 龍一	農地係主任	土田 修

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但し書き）
農地の用途変更について

議事

- (1) 議第21号 「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
の見直しに係る審議について
- (2) 議第22号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

開会 午前 8時58分

菅井議長

本日、木村会長が市議会出席のため、総会を欠席しております。

農業委員会等に関する法律第5条第5号及び寒河江市農業委員会総会会議規則第5条により、職務代理者の私が木村会長に代わって、本日の総会の議長を務めますのでよろしくお願い申し上げます。

ただいまより寒河江市農業委員会第6回総会を開催します。

初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員16名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、8名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることがありますので、申し添えます。

菅井議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

菅井議長 それでは、7番の芳賀委員、15番片桐委員にお願いします。

菅井議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

菅井議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からの報告をお願いします。事務局。

事務局（農地係主任） はい、議長。
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

菅井議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

菅井議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

菅井議長 それでは、早速議事に入ります。
議第21号「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の見直しに係る審議について」を上程します。事務局。

事務局（事務局長補佐（総括）） はい、議長。それでは事務局から議第21号「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る審議について」につきまして説明いたします。

議案書6ページ、「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」をお開きくださいますようお願いいたします。

寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、地域の実情を踏まえまして市町村が同条第7項に定める農業経営基盤強化の促進に関する目標等の農政の推進を図るための目標を定めるものとされておりまして、この基本構想に基づき、認定農業者の経営改善計画及び新規就農者の制定と、就農計画の認定が行われております。県におきましては令和4年5月29日の農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして改正を行い、農用地の利用集積に関する目標等を修正しております。しかしながら認定農業者の経営改善計画に定めます数値目標とされる農業経営における年間総農業所得及び年間総労働時間につきましてはこれまでのおおむね年間400万円、おおむね1900時間とされております。本市におきましては農業経営基盤強化促進法第6条第3項に基づき、市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は県が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本方針にそくすることとされていること、及び、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画の策定をうけまして本市の農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の見直しを行い、県基本方針に沿っての令和9年度までとする計画の変更、人・農地プランの想定期間及び地域計画への名称の変更に伴う修正、更新の他、県事業との整合性や、内容の最新化等を行っております。

本日のこの総会におきましては、農業経営基盤強化促進

法第6条第4項に定めます「市町村が基本構想を定め、またこれを変更しようとするときは予め農業者、農業に関する団体、その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講じるものとする」という定めに基づきまして、本市の素案に対する委員の皆様方のご意見を求めるものであります。

繰り返しとなりますが、本日は皆様方からご意見とご協議をいただければ幸いと存じます。よろしくお願い申し上げます。以上であります。

菅井議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
ただいま、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

菅井議長

意見がございませんでしたので、それでは、採決いたします。

議第21号「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しに係る審議について」、原案に「異議なし」の方の挙手を求めます。

菅井議長

全員賛成ですので、議第21号は、「異議なし」として、寒河江市長に回答することとします。

次に議第22号、議第23号、農地法関連の議案について一括上程します。

- (1) 議第22号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

以上、議第22号、議第23号、農地法関連の議案を一括上程いたします。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。影沢委員、報告をお願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。9番、影沢です。

去る6月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査をしました。なお、現地調査の案件はありませんでした。申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

菅井議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時40分

菅井議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第22号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

白岩地区、菊地委員、お願いします。

菊地委員

はい、議長。12番、菊地です。

36ページをお開きください。議第22号の農地法第3条の規定による許可処分についてです。

(議案書順位24番朗読)

この件につきまして、15日に白岩地区の農業委員、推進委員で現地調査を実施しました。場所につきましては、白岩から田代に向かっていったところの道路を向かって右側、斜面の方に行く細い道を入った場所で、軽トラでしか通れないような場所にありました。この場所を正式に農業委員会を通して貸し借りをしたいということで申請をいただいたものでした。続きまして25番。

(議案書順位25番朗読)

この場所についてなんですけれども、旧国道112号線から西川に向かって左側の方に入っていったところなんですけれども、住宅の裏になっているところです。周りは譲受人の農地ということで、買ってください、ということで申請があったものです。どちらも申請通りであればなんら問題ないと見てきました。以上です。

菅井議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

順位24番から25番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが

確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考え
ます。以上です。

菅井議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事
務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします
す。

(発言なし)

菅井議長

意見がございませんでしたので、採決します。

議第 2 2 号「農地法第 3 条の規定による許可処分につい
て」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

菅井議長

全員賛成ですので、議第 2 2 号は原案のとおり決定いたし
ました。

菅井議長

次に、議第 2 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可
申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現
地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

白岩地区、菊地委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。12番、菊地です。

38ページをご覧ください。議第 2 3 号「農地法第 5 条第
1 項の規定による許可申請書の審議について」

(議案書順位 15 番朗読)

この場所なんですけれども、先ほどの3条にあったところに隣接する場所になります。この場所は自宅の裏に建物を建てるということで申請がありました。6月15日に白岩地区農業委員、推進委員と現地を確認してまいりました。申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

菅井議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位15番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は、農用地区域外の農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要ない施設で集落に接続しており、また代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。以上です。

菅井議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

菅井議長

ないようですので、採決します。

議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

菅井議長

全員賛成ですので、議第23号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

菅井議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前9時50分

令和5年6月26日

第6回総会 議長 菅井孝一

議事録署名委員 7番委員 芳賀宏

議事録署名委員 15番委員 片桐道雄